

北九州市高齢者介護の質の向上委員会

平成22年度まで

【目的・役割】

高齢者の介護の質の向上を目指し、地域包括支援センターの運営、地域密着型サービスの指定等について、公正・中立の確保を図るため、本委員会を設置する。

「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」の機能を持つ。

- 【所掌事務】
- (1) 地域包括支援センターの設置・運営等に関する事
 - (2) 地域密着型サービスの運営等に関する事
 - (3) 介護保険サービスでの苦情・虐待の対応に関する事
 - (4) 介護予防事業等の推進に関する事
 - (5) 総合的な認知症対策の推進に関する事
 - (6) その他、当委員会で処理する必要があると認められるもの

【専門委員会の設置】

地域包括支援センター 専門委員会 (事務局：いのちをつなぐ ネットワーク推進課)	<ol style="list-style-type: none">(1) 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事(2) 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
介護予防専門委員会 (事務局：健康推進課)	<ol style="list-style-type: none">(1) 介護予防のあり方に関する事(2) 介護予防事業等の推進に関する事(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型専門委員会 (事務局：介護保険課)	<ol style="list-style-type: none">(1) 地域密着型サービスの指定(拒否)に関する事(2) 介護保険に関する施設整備に関する事(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
尊厳擁護専門委員会 (事務局：介護保険課)	<ol style="list-style-type: none">(1) 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事(2) 介護サービスに関し、当事者間で解決困難である苦情に関する事(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策専門委員会 (事務局：高齢者支援課)	<ol style="list-style-type: none">(1) 総合的な認知症対策(普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など)の推進に関する事(2) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

平成23年度から

【目的・役割】

保健・医療・福祉・介護など総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聞くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会」を設置する。

【所掌事務】

- (1) 北九州市高齢者支援計画（介護保険事業計画を含む）の策定・推進に関すること
- (2) 高齢者の生きがいづくり、社会貢献・地域活動に関すること
- (3) 介護予防に関すること
- (4) 認知症対策に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) 地域包括ケアに関すること
- (7) 在宅生活の支援に関すること
- (8) 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
- (9) 地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
- (10) その他、高齢者施策の推進に関して当委員会で意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

【委員構成】

- ・市民代表（利用者・被保険者）
- ・学識経験者
- ・関係団体
- ・職能団体
- ・事業者関係

【分科会の設置】

生きがい・介護予防分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の生きがいづくりの促進に関すること (2) 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関すること (3) 介護予防事業等の推進に関すること (4) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策・権利擁護分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 総合的な認知症対策に関すること (2) 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関すること (3) 高齢者介護に関する苦情・相談に関すること (他の分科会に属することを除く) (4) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
尊厳擁護分科会	(1) 北九州八幡東病院における事案について
所掌事案終了後、分科会廃止	
地域包括支援分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センター運営協議会 (2) 地域包括ケアのあり方に関すること(他の分科会に属することを除く) (3) 介護保険以外の在宅支援に関すること(他の分科会に属することを除く) (4) 医療との連携に関すること (5) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
介護保険分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険事業計画に関すること (2) 地域密着型サービス運営委員会に関すること(他の分科会に属することを除く) (3) 介護サービスの質の確保に関すること (4) 高齢者の住まいに関すること (5) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス運営委員会に関すること(地域密着型サービスの指定・拒否に関すること) (2) 介護保険に関する施設整備に関すること (3) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの

平成23年度 認知症対策・権利擁護分科会 年間スケジュール(案)
 ((仮称)第三次高齢者支援計画策定に向けて)

	開催時期	主な内容
第1回	平成23年5月31日	分科会長及び副分科会長の選出 分科会の設置趣旨について 認知症及び権利擁護の実績・課題について 国の動向について
第2回	平成23年7月	第1回分科会質疑応答内容について回答 (仮称)第三次高齢者支援計画における分科会報告案に向けての 検討課題及び重点施策の提示、意見交換等 平成22年度実績等の報告
第3回	平成23年10月	分科会報告(案)のまとめ

必要に応じて随時開催